

鉱 区 税 (県税)

地下の埋蔵鉱物を採掘するという特権を与えられていることに対してかかります。

◆納める人

県内に鉱区を持っている鉱業者

◆納める額

鉱 区 の 種 類		納 め る 額
砂鉱を目的としない鉱区	試掘鉱区	面積 100アールごとに……年 200円
	採掘鉱区	面積 100アールごとに……年 400円
砂 鉱 を 目 的 と す る 鉱 区		面積 100アールごとに……年 200円

ただし、石油又は可燃性天然ガスを目的とするものは、上記税率の3分の2となります。

◆申告と納税

◎申 告……鉱業権の取得、消滅又は変更の日から10日以内に申告します。

◎納 税……東部県税局（徳島庁舎、吉野川庁舎）、南部総合県民局（地域創生部）又は西部総合県民局（地域創生部）から送付される納税通知書により5月末までに納めます。

狩 猟 税 (県税)

鳥獣保護や狩猟に関する費用にあてるため、狩猟者の登録を受ける人に対してかかります。

◆納める人

狩猟者の登録を受ける人にかかります。

◆納める額

種	類	納める額
第一種銃猟免許（装薬銃）に係る狩猟者の登録を受ける人	県民税の所得割を納める人	16,500円
	県民税の所得割を納めなくてもよい人（※）	11,000円
網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける人	県民税の所得割を納める人	8,200円
	県民税の所得割を納めなくてもよい人（※）	5,500円
第二種銃猟免許（空気銃）に係る狩猟者の登録を受ける人		5,500円

（※）県民税の所得割を納めなくてもよい人のうち、県民税の所得割を納める人の同一生計配偶者や扶養親族に該当する人（農林水産業に従事している人は除く。）は、対象となりません。

（注）1. 県内の市町村に所属する対象鳥獣捕獲員又は認定鳥獣捕獲等事業者の従事者（一定の要件を満たす者に限る。）が令和6年3月31日までに狩猟者の登録をする場合には、課税免除となります。

2. 狩猟者登録の申請日前1年以内の期間に許可捕獲等を行った人（一定の要件をみたす者に限る。）が令和6年3月31日までに狩猟者の登録をする場合には、上表の「納める額」が概ね2分の1となります。

◆申告と納税

狩猟者の登録を受けるときに県税証紙を購入し、狩猟者登録申請書に貼付して納めます。

なお、県民税の所得割を納めなくてもよい人は、証明書を関係する市町村から受けて提出してください。